

芦別市まちづくり基本条例見直しについての意見募集結果

芦別市まちづくり基本条例の見直しについて、市民の皆様からご意見を募集したところ、1人から4件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する市の考え方については、次のとおりです。

なお、今回いただいたご意見から、条例改正には至らなかったところではありますが、条例に基づく運用面については改善・充実に努めることといたします。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	過去4年間のパブリックコメント14計画に対し4計画に意見があり、件数の少なさから市民の関心が高くない。	そういった捉え方も一つと思われ否定するものではありませんが、一方で、計画に対して関心はあるものの、内容に対して意見のない方がいることも考えられることから、様々な捉え方があるものと受け止めているところであります。
2	まちづくり意見はがきは、件数より内容が重要である。まちづくりに対する市民の参加状況が、客観的にみて活発でない。	まちづくり意見はがきは、件数より内容が重要であることは、同感であります。まちづくりに対して市民の参加状況が活発かどうかについては、基準となるものがなく、低調なのか、普通なのか、活発なのか判断しかねるところです。
3	「わたしたち」の定義は何か。	「わたしたち」の定義は設けてはおりませんが、全体のくくりとして市民、議会、市の三つを主体として抑えています。
4	協働の定義、あるいは概念が曖昧。	協働の定義につきましては、同条例第2条第4項に「協働」とは、わたしたち（市民・議会・市）がお互いの役割と責任を理解し、ともに考え、ともに行動し、まちづくりという共通の目標に向けお互いに協力する」と規定しています。第9条第1項の市民参加と協働の推進に規定する協働の対象は市民、議会、市であり、第2項では、第1項のほか、さらに市が行う役割をうたっております。